随意契約の内容の公表

随息笑がの内谷の公衣		
担当部課	企画部情報政策課	
契約締結年月日	令和5年11月30日	
事 業 名	令和5年度地方公共団体情報システムの標準化・共通化対応委託業務	
業務の概要	(1) ADWORLD 住民記録システムから、標準準拠版 ADWORLD 住民記録システムへの移行に関する作業 (2) 文字情報基盤文字である IPAmj 明朝フォントと ADWORLD で使見する MS 明朝フォント (JIS2004) の同定対応表における構築支援作業	刊
契約金額(税込)	10,890,000円	
契約の相手方	株式会社日立システムズ中部支社	
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (禁火ウスロ機)に切するはままし	\
	■ 第2号 その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。 □ 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。	
	□ 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	
	□ 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。	
	□ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。	き
	□ 第8号 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札 者がないとき。	řL
	□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業は、各事業者が標準仕様に準拠して開発したシステムを自治体が使用するものであり、標準仕様に準拠して開発したシステムを使用するに当たっては、標準システムでも現在の運用のまま業務が可能か、システムに合わせて運用方法を変えなければいけないかを明らかにする(Fit & Gap)必要がある。Fit & Gapを実施するに当たり、既存まるテムの保守事業者でないと現在の運用方法の把握ができない。また、情報システム標準化の移行に関するスケジュール、職員の負担コスト面等を勘案すると、他の事業者では情報システムの標準化共通化に係る事業を履行することができないため随意契約とする。	た テンま 、・

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、企画部情報政策課です。